

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	個人所得税の物価調整の国際比較—OECD 加盟国と日米英独における年収の壁対策を中心に—
他言語論題 Title in other language	A Comparison of Income Tax Inflation Adjustments in Japan, USA, UK, Germany, and other OECD Countries
著者 / 所属 Author(s)	梅澤 孝助 (UMEZAWA Kosuke) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 財政金融課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	909
刊行日 Issue Date	2026-9-20
ページ Pages	91-107
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	物価上昇に起因する個人所得税の実質的負担増への対策として、税制の物価調整が求められている。OECD 加盟国、日本、米国、英国及びドイツの対応状況を、現地調査の結果を踏まえて紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

個人所得税の物価調整の国際比較

—OECD 加盟国と日米英独における年収の壁対策を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
財政金融課 梅澤 孝助

目 次

はじめに

I 物価調整とは—OECD 及び IMF の資料を基に—

- 1 物価上昇とフィスカルドラッグ
- 2 物価調整の方法
- 3 OECD 加盟国における状況

II 日本

- 1 所得税と基礎控除
- 2 物価調整をめぐる状況

III 米国

- 1 所得税と標準控除
- 2 物価調整をめぐる状況

IV 英国

- 1 所得税と基礎控除
- 2 物価調整をめぐる状況

V ドイツ

- 1 所得税とゼロ税率
- 2 物価調整をめぐる状況

おわりに

キーワード：財政的障害、年収の壁、基礎控除、最低生活費、課税最低限、インデクセーション、
ブラケットクリープ、インフレーション

要 旨

- ① 超過累進税率の制度の下で、個人所得税の控除額、税率適用所得区分等の金額が名目額で固定されていると、物価上昇に伴って納税者がより高い税率適用所得区分に移動する上、控除額等の実質的な価値も減少するため、実質的な税負担が増加する。この現象はフィスカドラッグなどと呼ばれる。フィスカドラッグの主な影響としては、実質的な税負担の増加、政府税収の増加、労働供給の変化、低所得層の負担増がある。
- ② 2022 年に生じた世界的な物価高騰に際しては、物価上昇に起因するフィスカドラッグが問題視され、多くの国においては、対応策として、控除額、税率適用所得区分等の物価に応じた調整（インデクセーション）への関心が高まったところである。
- ③ OECD 加盟国の個人所得税に関する物価調整の状況を見ると、法的根拠等に基づいて、特定の基準指標に応じた自動的インデクセーションを実施している国がある。一方で、物価調整実施の要否、規模及びタイミングを政府の裁量に委ねている国がある。
- ④ 米国では、法律に基づき、毎年、物価上昇率に基づいた調整が幅広く実施されている。2026 年度の調整では、中低所得者への配慮も一部に見られた。相対的に安くなった品目を多く購入する家計の行動を考慮する連鎖消費者物価指数が採用されている。
- ⑤ 英国では、物価上昇率に基づいた調整を毎年実施することが法律で規定されているが、コロナ禍の影響で悪化した財政の立て直しのために、2022 年度以降調整されていない。
- ⑥ ドイツでは、2 年ごとに最低生活費及び民間家計消費支出の見通しの試算が公表されている。ゼロ税率部分については最低生活費に基づいた調整が実施され、税率適用所得区分については民間家計消費支出の見通しに基づいた調整が実施される。
- ⑦ 日本の個人所得税の課税最低限は、長らく 103 万円の水準に固定されていたが、物価上昇が進む中、令和 8 年度税制改正において、消費者物価上昇率に応じて課税最低限の調整を 2 年ごとに実施する仕組みが創設された。今後は、税率適用所得区分等の物価調整の要否についても目配りが必要であろう。

はじめに

個人所得税の控除額、税率適用所得区分（後述）等が名目額で固定されている場合、物価上昇の際には、これらの金額の実質的な価値は減少する。物価上昇に伴って賃金⁽¹⁾が上昇する場合には、納税者の実質的な所得水準に変動がなくても、より高い所得区分の税率が適用されることにより実質的な税負担が増える場合がある。そして、意図しない累進課税の強化や、経済的、社会的属性が異なる種々の所得グループ間における意図しない所得税負担の再分配といった重大な政策面の問題が生じる⁽²⁾。

2022年に生じた世界的な物価高騰に際しては、物価の上昇に起因する実質的な税負担の増加（フィスカルドラッグ）が問題視され、多くの国においては、対応策として、控除額、税率適用所得区分等の物価に応じた調整への関心が高まったところである⁽³⁾。日本においても、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整⁽⁴⁾への対応の観点から、1995（平成7）年以来据え置かれてきた課税最低限（いわゆる「年収の壁」又は「103万円の壁」）の引上げが、令和7年度及び令和8年度の税制改正において実施された⁽⁵⁾。本稿では全体として、このような措置を、税制を通じた物価調整（インデクセーション）⁽⁶⁾と位置付ける。

筆者は、2025年9月22日から同年10月12日にかけて、米国、英国及びドイツを訪問し、各国の個人所得税の物価調整をめぐる状況について現地調査を行った。加えて、同日程の中で、ベルギーに所在する欧州委員会（European Commission）等も訪問した⁽⁷⁾。

本稿では、まず、OECD及びIMFの資料を基に、物価調整の概要や諸外国における実施状

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月10日である。

- (1) 賃金とは、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものを指す。これに対して、所得とは、一般的に、各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値のことであるとされている。日本の国税庁は、「税法上、収入から必要経費を差し引いたもの、つまり「もうけ」のことを「所得」と呼ぶと説明している（「課税される所得と非課税所得」国税庁ウェブサイト <<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2011.htm>>）。本稿において単に「賃金」と言う場合には名目賃金を指す。
- (2) 藤田晴「インフレと所得税」『ジュリスト増刊総合特集』第33号、1984.1, pp.95-96。物価が上昇した際の意図しない増税としては、本稿で取り上げる個人所得税の実質的な負担増のほかに、国債の実質的な金利負担・返済元本の減少により、国債保有者から政府への所得移転が生じる「インフレ税」という現象がある（渡辺努『インフレの時代—賃金・物価・金利のゆくえ—』中央公論新社、2026, pp.210-219.）。本稿では、インフレ税については扱わない。
- (3) OECD, “Taxing Wages 2023: Indexation of Labour Taxation and Benefits in OECD Countries,” 2023.4.25, pp.44-45. <https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2023/04/taxing-wages-2023_2eccc52a9/8c99fa4d-en.pdf>
- (4) 中里孝「社会保険の壁」と「就業調整」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1218号、2023.2.24, pp.7-8. <<https://doi.org/10.11501/12606510>>。
- (5) 個人所得税の課税が始まる課税最低限の金額（給与所得控除の最低保障額と基礎控除額の合計額）は、平成7（1995）年から令和6（2024）年までの間、103万円に固定されており、就業調整が発生する水準と考えられてきた。
- (6) 税制の物価調整に関して、本稿では、法的根拠等に基づく、基準指標に連動した自動的な調整については「自動的インデクセーション」と呼び、「裁量的調整」と区別した。また、両者を含む調整全般については、「物価調整」の語を用いた。ただし、参照文献や各国において用いられている用語法は必ずしもこれと同じではない。I 2（1）の記述も参照。
- (7) 訪問先は、英国下院図書館、英国財務省、Institute for Fiscal Studies（英国シンクタンク）、ドイツ連邦議会、ドイツ連邦議会調査局、欧州議会調査局（European Parliamentary Research Service: EPRS）、欧州委員会、Tax Foundation（米国シンクタンク）、米国議会予算局（Congressional Budget Office: CBO）、米国合同租税委員会（Joint Committee on Taxation: JCT）、米国議会図書館議会調査局（Congressional Research Service: CRS）である（訪問順）。関係する全ての皆様に、この場を借りて御礼申し上げる。

況について紹介する。次に、現地調査の内容も踏まえながら、日本、米国、英国及びドイツの個人所得税の物価調整に関わる制度について、概要と最近の動向を紹介する。なお、個人所得税の枠組みは各国によって異なり、単純な比較は困難であるが、日本の基礎控除と比較されることの多い米国の標準控除、英国の基礎控除、ドイツのゼロ税率についても参考として紹介することとしたい⁽⁸⁾。最後にこれらの検討を踏まえ、日本の物価調整の在り方について、その特徴や今後に向けて考えられる論点を明らかにする。

I 物価調整とは—OECD 及び IMF の資料を基に—

OECD は、加盟国の賃金課税に関する報告書「Taxing Wages」を毎年公開しており、2023 年度版には、賃金課税と給付の物価調整に関する特集⁽⁹⁾が掲載された。また、IMF からは、物価上昇による税制のゆがみに関する論文⁽¹⁰⁾が 2023 年に公表された。本章では、これら資料の記述を主に参照しながら、物価上昇と個人所得税の関係、OECD 加盟国における対応状況を紹介する。

1 物価上昇とフィスカルドラッグ

(1) 概要

多くの国で用いられている超過累進税率の制度においては、課税所得が一定の金額を超えた場合、より高い税率がその超過部分のみに適用され、支払能力に応じ公平に税を負担する構造となっている。また、ある税率が適用される所得額の範囲は、税率適用所得区分（ブラケット）と呼ばれている。

超過累進税率の制度の下で、控除額、税率適用所得区分等の金額が名目額で固定されていると、物価上昇に伴って賃金が上昇した際、納税者がより高い税率適用所得区分に移動する上、控除額等の実質的な価値も減少するため、実質的な税負担が増加する。この現象はフィスカルドラッグ (fiscal drag)、ブラケットクリープ (bracket creep) 又はコールドプロGRESSION (cold progression) と呼ばれる（本稿ではこれ以降、「フィスカルドラッグ」とする。）⁽¹¹⁾。

フィスカルドラッグは、課税最低限、控除額、税率適用所得区分及び給付金の金額に関して、物価上昇に応じた完全な自動調整がなされなかった場合に発生する。フィスカルドラッグの影響は、税率適用所得区分の数が多い制度や、区分間の税率差が大きい制度において顕著に見られる⁽¹²⁾。

純粋な比例所得税制度（所得ゼロから課税される一律税率）及び付加価値税に関しては、フィスカルドラッグは基本的に発生しない。物価上昇により、これら比例税（単一税率により課される税）の税額は増加するが、税額の増加率は物価の上昇率と同率であるため、実質的な税負

(8) 例えば、財務省が各国の物価調整方法を紹介している資料では、これら制度が日本の基礎控除の比較対象として採用されている（青木孝徳「税制の当面の諸課題」『租税研究』915号、2026.1, pp.28-29.）。ただし、基礎控除の金額を国際比較する際には、給与所得控除も含めた課税最低限の単位を用いることが一般的である。

(9) OECD, *op.cit.*(3)

(10) Sebastian Beer et al., “Tax Distortions from Inflation: What are They? How to Deal with Them?” 2023.1.27. IMF website <<https://www.imf.org/-/media/files/publications/wp/2023/english/wpica2023018-print-pdf.pdf>>; Sebastian Beer et al., “Tax Distortions from Inflation: What are They? How to Deal with Them?” *Public Sector Economics*, 47(3), 2023.9.4. <<https://doi.org/10.3326/pse.47.3.3>>

(11) Beer et al., 2023.1.27, *ibid.*, p.7 を参照。フィスカルドラッグは「財政障害」又は「財政的障害」と訳されることもある。

(12) OECD, *op.cit.*(3), p.44.

担は変化しないからである⁽¹³⁾。

(2) 影響

フィスカルドラッグの主な影響としては、次の4つの事項が挙げられる⁽¹⁴⁾。

(i) 実質的な税負担の増加

税制の物価調整がなかった場合、納税者の実質的な所得水準に変動がなくても、物価上昇の際の名目所得の増加により、より高い累進税率が課されることになる。また、控除額が固定されていることにより、名目所得の増加分のほとんどが課税ベースに繰り入れられる。さらに、名目所得が増加して課税最低限を超えた結果として、新たに納税義務を負うことになる者が現れることも想定される⁽¹⁵⁾。

(ii) 政府税収の増加

前述した実質的な税負担の増加は、政府税収の増加を不透明な形でもたらす。例えば、政府が、税制の物価調整を物価上昇率を下回る範囲で実施する等の方法で、表面上の減税を実施しつつ、実質的には、隠れた増税の効果をもたらしことも考えられる⁽¹⁶⁾。日本においては、令和7年度及び令和8年度の税制改正による物価調整について、対応内容が限定的で隠れた増税になっているとの識者見解が見られたところである⁽¹⁷⁾。また、税収増による財政収支の改善が非効率な政府支出の増大につながることを懸念する見解⁽¹⁸⁾、名目額で固定された政府支出の水準について物価調整が必要であるとの指摘等も見られる⁽¹⁹⁾。

(iii) 労働供給への影響

税制の物価調整がなかった場合に生じる実質的な税負担の変化は複雑であり、労働供給へ与える影響は様々な要因によって変わる⁽²⁰⁾。例えば、適用される税率が上がった場合、労働時間当たりの実質的な対価が下がるために労働時間を減らす「代替効果」が生じる一方で、増税

(13) Beer et al., 2023.9.4, *op.cit.*(10), pp.357, 359. ただし、付加価値税の免税に関する登録基準額が名目ベースで設定されていることには留意する必要がある。付加価値税の登録基準額を定期的に調整している国は存在しないとされる。

(14) ここで示した事項のほかに、累進所得税の制度が、景気の過熱時に可処分所得の増加を抑制し、景気変動を安定化させる効果（「ビルトインスタビライザー（財政の自動安定化機能）」）を有している点にも留意する必要がある（佐藤主光「【論考】税額控除再考」2026.1.7. 東京財団ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4850>>）。

(15) 石弘光『租税政策の効果—数量的接近—』東洋経済新報社、1979, pp.121-122.

(16) Beer et al., 2023.1.27, *op.cit.*(10), p.7.

(17) 星野卓也「ブラケット・クリープによる「隠れ増税」の試算」2026.5.8. 第一ライフ資産運用経済研究所ウェブサイト <<https://www.dlri.co.jp/files/macro/598540.pdf>>; 「進む「隠れ増税」2兆円 所得税区分、物価と連動せず」『日本経済新聞』2026.5.8; 島澤論「インフレによる実質所得減少額を計算してみた：「178万円の壁」引き上げの手取り増効果は帳消しに」2025.12.19. YAHOO! JAPAN ニュースウェブサイト <<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/12ac7e4fc80d0fac8873c1d3243ce66253b41308>>

(18) 宮尾龍蔵『コア・テキストマクロ経済学 第2版』新世社、2017, p.303.

(19) Beer et al., 2023.1.27, *op.cit.*(10), p.30. 日本の予算編成における、歳出面の物価上昇対応の在り方については次の資料を参照。梅澤孝助「当初予算の「歳出の目安」と実績—転換点に立つ予算編成—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1283号, 2024.5.28, pp.13-14. <<https://doi.org/10.11501/13625425>>

(20) OECD, *op.cit.*(3), p.44; C. V. ブラウン・P. M. ジャクソン（大川政三・佐藤博監訳）『公共部門の経済学』マグローヒル好学社、1982, pp.251-254.（原書名：C. V. Brown and P. M. Jackson, *Public Sector Economics*, Oxford: Martin Robertson, 1978.）労働供給への影響は、定額税・比例税・累進課税の別や控除の有無といった税制の特徴に加え、個々の労働者の所得額や選好等によっても変わってくる。

により減った所得を補うために労働時間を増やす「所得効果」が生じ、結果として労働供給は増える場合も減る場合もあり得る⁽²¹⁾。日本では、パートタイム労働者の課税最低限付近での就業調整が多いことが注目されており⁽²²⁾、課税最低限の引上げを通じた労働供給の拡大を期待する声があった⁽²³⁾。

(iv) 低所得層への影響

物価上昇により、課税最低限、控除額及び給付金の実質的な価値が減少し、さらに、給付金の所得制限の実質的な価値も引き下げられる可能性がある。これらの制度が低所得の労働者を対象とした制度であることを考慮すれば、フィスカルドラッグは、低所得者層に過大な負担を生じさせ、潜在的に税制の累進性を減少させ、貧困を悪化させるおそれがある⁽²⁴⁾。

2 物価調整の方法

(1) 物価調整の実施方法

物価調整の実施方法は自動的インデクセーションと裁量的調整に大別される。自動的インデクセーションの場合、一般的に、課税年度のある時点における特定の基準指標の変化に合わせて、課税最低限、控除額、税率適用所得区分及び給付金額を調整することが法的に義務付けられている。自動的インデクセーションは毎年の実施とされていることが多い。対して、裁量的調整の場合、調整実施の要否、規模及びタイミングは政府に委ねられている⁽²⁵⁾。

(2) 基準指標

消費者物価指数（Consumer Price Index: CPI）を指標として採用すれば、物価上昇があった際に、課税最低限、控除額、税率適用所得区分及び給付金額の実質的な価値が保たれる。様々な税制を消費者物価指数を用いて調整することには、簡潔性及び中立性といった利点があることが指摘されている⁽²⁶⁾。

ほかには、賃金を指標とする方法もあるが、これを採用している国は多くない。例えば、平均賃金の上昇に応じて課税最低限、控除額及び税率適用所得区分を調整し、平均的な稼得者が負担する税率を一定に保つ方法等が考えられるが、そのような方法を採用した場合、物価上昇率分に加えて実質賃金の上昇率分についても調整が実施されることで実質的な税負担が減少し、インフレ中立性を欠くと見る向きもある⁽²⁷⁾。

(3) タイミングと頻度

基準指標の参照期間としては、課税年度の前年の最新データを用いることが最も一般的であ

(21) 林正義『税制と経済学—その言説に根拠はあるのか—』中央経済社, 2024, pp.45-48.

(22) 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況」2022.11.25, p.22. <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/170-1/2021/dl/gaikyo.pdf>> 令和3(2021)年の日本の調査では、就業調整をしている理由として、課税最低限を超えると税金を払わなければならないからの選択肢が45.1%と最も多く選ばれていた。

(23) 「103万円の壁、上げ「理解」44% 実質増税を問題視、引き下げ求める声も（日経エコノミクスパネル）」『日本経済新聞』2024.11.29.

(24) OECD, *op.cit.*(3), p.45.

(25) *ibid.*, pp.45, 48.

(26) Beer(2023.9.4), *op.cit.*(10), p.383

(27) *ibid.*; OECD, *op.cit.*(3), p.46. 名目賃金上昇率は、実質賃金上昇率と物価上昇率の和である。

る。ただし、物価が急激に上昇している場合に過去の指標を参照すると、課税年度の開始前に課税最低限、控除額、税率適用所得区分及び給付金額の実質的価値が減少し、年度が進んでも実質的価値が損なわれた状態が続くおそれがある⁽²⁸⁾。

3 OECD 加盟国における状況

(1) 物価調整の主流の方法

表1は、OECD加盟国38か国の2022年のアンケート回答に基づいて、個人所得税、社会保障負担及び給付金に係る物価調整の主流の方法⁽²⁹⁾を集計した結果である。同表は、OECD加盟国内の物価調整政策が様でないことを示している。個人所得税に関しては、17か国（45%）で自動的インデクセーションが採用されている一方で、21か国（55%）で裁量的調整が採用されている。

このアンケートにおいて、日本、英国及びドイツは、3つのカテゴリー全てについて裁量的調整を行っているとは回答した。一方で、米国は、3つのカテゴリー全てについて自動的インデクセーションを行っているとは回答した⁽³⁰⁾。

表1 OECD加盟国38か国における物価調整政策（2022年）

	個人所得税	社会保障負担	給付金
自動的インデクセーション	17 か国（45%）	21 か国（55%）	19 か国（50%）
裁量的調整	21 か国（55%）	14 か国（37%）	17 か国（45%）
適用なし	-	3 か国（8%）	2 か国（5%）

（出典）OECD, “Taxing Wages 2023: Indexation of Labour Taxation and Benefits in OECD Countries,” 2023.4.25, pp.48-49.
https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2023/04/taxing-wages-2023_2eec52a9/8c99fa4d-en.pdf
 を基に筆者作成。

(2) 採用している基準指標

続いて、OECD加盟国の採用している基準指標を表2にまとめた。物価調整の主流の方法と同様、採用する基準指標も様ではない。個人所得税に関しては、15か国（39%）の国が物価指数を指標としている。物価指数を採用する国の細かい内訳は、消費者物価指数が10か国（26%）、カスタム物価指数⁽³¹⁾が4か国（10%）、生産者物価指数⁽³²⁾がトルコの1か国（3%）である。賃金を指標としている国は、デンマークとリトアニアの2か国（5%）である。このほか、特定の指標に基づかず、裁量によって調整していると回答した国は18か国（47%）である。

このアンケートにおいて、日本、英国及びドイツは、3つのカテゴリー全てについて裁量による調整を行っているとは回答した。一方で、米国は、3つのカテゴリー全てについて物価を基準指標にした調整を行っているとは回答した⁽³³⁾。

(28) OECD, *ibid.*, p.46.

(29) 国と地方で方法が違うことがある上、同一カテゴリーの中で異なる種類の調整方法が採用されていることもある。

(30) 各国が回答を選択した理由は、同報告書中には見当たらない。

(31) 各国の事情に応じて調整された物価指数。例えば、フランスは、たばこを指数から除いている。コロンビアは、中間所得世帯向けの指数を算出している。アイスランド及びスウェーデンは、労働生産性向上を考慮して、消費者物価上昇率に定率の上乗せをした率で物価調整を実施している。

(32) 生産地から出荷される時点又は生産過程に入る時点における、財・サービス価格の変化を示す指数。

(33) 各国が回答を選択した理由は、同報告書中には見当たらない。

表2 OECD加盟国38か国における物価調整の基準指標（2022年）

	個人所得税	社会保障負担	給付金
物価	15 か国（39%）	12 か国（32%）	16 か国（42%）
賃金	2 か国（5%）	9 か国（24%）	2 か国（5%）
裁量	18 か国（47%）	11 か国（29%）	16 か国（42%）
その他	3 か国（8%）	3 か国（8%）	2 か国（5%）
適用なし	-	3 か国（8%）	2 か国（5%）

（出典）OECD, “Taxing Wages 2023: Indexation of Labour Taxation and Benefits in OECD Countries,” 2023.4.25, p.52.
 <https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2023/04/taxing-wages-2023_2eccc52a9/8c99fa4d-en.pdf>
 を基に筆者作成。

Ⅱ 日本

日本の個人所得税の課税最低限は、長らく103万円の水準に固定されていたが、物価上昇が進む中で、令和8年度税制改正において、消費者物価指数の変化率に応じた調整を2年ごとに実施する仕組みが創設された。

1 所得税と基礎控除

（1）個人所得税の概要

個人所得税では、給与所得、事業所得、不動産所得等の各種所得が合算され、基礎控除等の所得控除の適用後、超過累進税率（5～45%の7段階）が適用されて税額が算出される（表3）。加えて、地方税である個人住民税の所得割が一律10%の税率で課されている。以下では、主に個人所得税について説明する。

（2）基礎控除

令和8（2026）年の基礎控除の本則部分の金額は、62万円である。令和7年度及び令和8年度の税制改正の結果、令和9（2027）年までの間、所得金額が489万円（給与収入665万円相当）以下の者に、42万円の上乗せ特例分が加算されている^{（34）}。基礎控除の本則部分は、所得金額が2350万円を超えると控除額が逡減し、所得金額が2500万円を超えた時点で消失する。

（3）基礎控除と最低生活費との関係

基礎控除は、最低限度の生活を維持するのに必要な部分の所得は担税力を持たないとの考え方に基づくものであり、憲法第25条に規定されている生存権の保障の現れと解される^{（35）}。これまで、基礎控除及び給与所得控除から成る所得税の課税最低限の金額については、生計費の観点や公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性等を踏まえて総合的に検討されてきたところである^{（36）}。

（34） このほか、所得金額489万円超655万円以下（給与収入665万円相当超850万円相当以下）の者について、5万円の上乗せが実施されている。

（35） 金子宏『租税法 第24版』（法律学講座双書）弘文堂，2021，pp.209-210.

（36） 第217回国会参議院財政金融委員会会議録第4号 令和7年3月25日 p.27.

表3 日米英独における個人所得税の物価調整の概要

	日本	米国	英国	ドイツ
基礎控除等の調整				
制度	基礎控除	標準控除	基礎控除	ゼロ税率
頻度	2年	毎年	毎年	毎年 ^(注3)
指標	消費者物価指数 ^(注1)	連鎖消費者物価指数 ^(注2)	消費者物価指数	最低生活費
税率適用所得区分の調整				
区分・税率	7段階 5～45%	7段階 10～37%	3段階 20～45%	方程式方式 0～45%
頻度	—	毎年	毎年	毎年 ^(注3)
指標	—	連鎖消費者物価指数 ^(注2)	消費者物価指数	民間家計消費支出
備考				
	—	—	調整凍結中	—

(参考) 給与所得者を対象とする概算控除の調整				
制度	給与所得控除	—	—	被用者概算控除
頻度	2 年	—	—	頻度や参照指標は 明確に定まっていない
指標	消費者物価指数	—	—	
備考				
	調整対象は 最低保障額に限定	—	—	—

(注1) 日本の基礎控除の本則部分及び給与所得控除の最低保障額は、令和8年度税制改正により、消費者物価指数に応じた調整が実施されることとなった。基礎控除の特例部分については、生活保護基準額を勘案して調整されることになっている。

(注2) 連鎖消費者物価指数は、相対的に安くなった品目を多く購入する家計の行動を考慮するものであり、通常、従来の消費者物価指数よりも低い物価上昇率を示す。

(注3) ドイツでは、2年ごとに公表される最低生活水準報告及び累進課税報告で示された見通しを基に、以降2年間の物価調整を定める税制改正法案が作成される。ただし、物価の状況に応じて、進行年度中の再調整も行われている。

(出典) 内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局「前回会議のご指摘を踏まえた純負担率の分析(国際比較分析)」(社会保障国民会議有識者会議(第2回)資料2)2026.4.2, p.66. <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokuminkaigi/contents/20260402/02_siryou2.pdf>等を基に筆者作成。

2 物価調整をめぐる状況

(1) 令和7年度税制改正

生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価が、平成7(1995)年から令和5(2023)年にかけて20%程度上昇したこと等を踏まえ、基礎控除の金額は48万円から58万円へと引き上げられた。同様に、給与所得控除の最低保障額⁽³⁷⁾についても55万円から65万円へと引き上げられた。さらに、所得金額が655万円(給与収入850万円相当)以下の者までの基礎控除の上乗せ特例分(最大37万円)が措置された⁽³⁸⁾。以上の合計である課税最低限はそれまでの103万円から160万円にまで引き上げられ、東京都23区における生活保護基準額を超える水準となった⁽³⁹⁾。

(37) 給与所得控除の控除額は給与収入に応じて増減する仕組みになっているが、控除額に上限(195万円)が設けられている。また、給与収入の低い者が受けることのできる控除の最低保障額も設定されている。

(38) 基礎控除の特例は、給与収入200万円相当までの者に対する37万円の上乗せ部分のみが恒久措置とされ、その他の部分は令和7～8(2025～2026)年限りの時限措置とされた。

(39) 島谷和孝「令和7年度税制改正(国税)等について」『ファイナンス』714号, 2025.5.21, pp.3-4; 第217回国会参議院財政金融委員会会議録第4号 令和7年3月25日 p.28.

(2) 令和 8 年度税制改正

物価高への対応の観点から、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 12 号）の附則第 101 条に、個人所得税の基礎控除の本則部分及び給与所得控除の最低保障額を、直近 2 年間の消費者物価指数の変化率を用いて調整することを基本とすることが規定された。また、与党税制改正大綱に、基礎控除の上乗せ特例額のうち恒久措置とされた部分⁽⁴⁰⁾については、今後も生活保護基準額を勘案して見直していくことを基本とすることが示された⁽⁴¹⁾。

令和 8（2026）年分及び令和 9（2027）年分の個人所得税については、令和 5（2023）年 10 月から令和 7（2025）年 10 月までの 2 年間の消費者物価指数（総合）の上昇率が 6.0% であったことを踏まえ、基礎控除の本則部分は 58 万円から 62 万円へと引き上げられた。同様に、給与所得控除の最低保障額についても 65 万円から 69 万円へと引き上げられた。さらに、所得金額 489 万円（給与収入 665 万円相当）以下の者の基礎控除の上乗せ特例分は一律 42 万円に拡充された。また、新たに、給与所得控除の最低保障額の上乗せ特例分（5 万円）が措置された⁽⁴²⁾。以上の合計である課税最低限は 178 万円に達した⁽⁴³⁾。

(3) 今後の論点

基礎控除額の大幅な引上げの対象となる所得層が限定的であったために、年収が 665 万円を超えると、所得税負担が 3 万円ほど増える新たな「年収の壁」が生じたとして、今後の給付付き税額控除の制度の検討⁽⁴⁴⁾において、所得控除でなく税額控除の活用を検討する必要があるとの指摘がある⁽⁴⁵⁾。また、調整対象が個人所得税の課税最低限に限られ、個人所得税の税率適用所得区分、給与所得控除の通増部分及び個人住民税の基礎控除額に係る調整が実施されていないため、隠れた増税の効果が生じていると指摘する意見もある⁽⁴⁶⁾。

Ⅲ 米国

米国では、物価上昇が個人に税制上の不利益を及ぼすことを防ぐため、個人所得税の幅広い項目について、自動的インデクセーションの仕組みが整備されており、毎年、連鎖消費者物価指数（Chained Consumer Price Index For All Urban Consumers: C-CPI-U. 2（3）において後述）に基づく調整が実施されている。

(40) 前掲注38参照。

(41) 自由民主党・日本維新の会「令和 8 年度税制改正大綱」2025.12.19, p.5. 自由民主党ウェブサイト <https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/212129_1.pdf>

(42) 令和 8 年度税制改正による基礎控除と給与所得控除の最低保障額の特例は、令和 8～9（2026～2027）年限りの時限措置とされた。

(43) 瀬古雄祐「令和 8 年度税制改正案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1347 号, 2026.3.11, pp.1-3. <<https://doi.org/10.11501/14660842>>

(44) 国民の受益と負担に深く関わる給付付き税額控除や、食料品の消費税率ゼロを含めた社会保障と税の一体改革について議論を行う社会保障国民会議が令和 8（2026）年 2 月に設置された。

(45) 土居丈朗「2026 年所得税制で出現する「665 万円の壁」」『月刊税務事例』2026.3, pp.76-77.

(46) 星野 前掲注(17)

1 所得税と標準控除

(1) 個人所得税の概要

連邦個人所得税（Individual Income Tax）では、特定の除外項目を除き、全ての源泉から生じた所得が合算され、所得控除の適用の後、超過累進税率（10～37%の7段階）が適用されて税額が算出される（表3）。連邦の課税権と並立する形で州の課税権が存在する米国では、連邦に加えて、多くの州や基礎自治体が個人所得税を課しており、税率、累進性等についてはそれぞれ多様な形態を有している⁽⁴⁷⁾。以下では、連邦個人所得税について説明する。

(2) 標準控除

標準控除（Standard Deduction）は、課税所得額を減額する一定の金額のことである。医療費、慈善寄付金、地方税、住宅ローン利子等に関する項目別控除（Itemized Deduction）の金額が標準控除の金額を超えない場合に用いられる。標準控除は、主に税務行政と税務コンプライアンスの簡素化を目的として連邦税法に導入されたものであるが、現在では、標準控除は社会福祉目的の達成にも寄与していると見られている⁽⁴⁸⁾。

2026年度の標準控除の金額は、単身者では16,100ドル、夫婦共同申告では倍額の32,200ドルである⁽⁴⁹⁾。2017年に成立した減税・雇用法⁽⁵⁰⁾により、人的控除が廃止される代わりに標準控除がほぼ倍増されたこと等から、標準控除の利用率は3分の2から9割程度にまで高まってきた⁽⁵¹⁾。項目別控除に代えて標準控除の利用が進むことで、住宅ローンの過度な利用等の税によるゆがみを抑える効果が期待できるという⁽⁵²⁾。なお、高所得帯における標準控除の通減、消失はない。

(3) 標準控除と貧困水準との関係

米国議会図書館議会調査局の報告書は、連邦個人所得税について、貧困層がほとんど又は全く所得税を支払うことがないよう設計されていると指摘している⁽⁵³⁾。ただし、実際のところ、現時点において、貧困水準や最低生活費の変動に応じた控除額の調整は行われておらず⁽⁵⁴⁾、後述するとおり、毎年の連鎖消費者物価指数の上昇率に基づく控除額の調整が続けられている。

(47) Andrey Yushkov and Katherine Loughead, “State Individual Income Tax Rates and Brackets, 2025,” 2025.2.18. Tax Foundation website <<https://taxfoundation.org/data/all/state/state-income-tax-rates/>>; 前田高志「州・地方税制、その多様性のゆくえ」渋谷博史・前田高志編『アメリカの州・地方財政』日本経済評論社, 2006, pp.80-83.

(48) Sean Lowry, “Tax Deductions for Individuals: A Summary,” *CRS Report*, R42872, 2017.3.17, p.4. <https://www.congress.gov/crs_external_products/R/PDF/R42872/R42872.23.pdf>

(49) Internal Revenue Service (IRS), “IRS releases tax inflation adjustments for tax year 2026, including amendments from the One, Big, Beautiful Bill,” 2025.10.9. <<https://www.irs.gov/newsroom/irs-releases-tax-inflation-adjustments-for-tax-year-2026-including-amendments-from-the-one-big-beautiful-bill>> 1米ドルは、約159円（令和8年6月分報告省令レート）。

(50) Tax Cuts and Jobs Act, P.L. 115-97.

(51) “What are itemized deductions and who claims them?” 2025.9. Tax Policy Center website <<https://taxpolicycenter.org/briefing-book/what-are-itemized-deductions-and-who-claims-them>>

(52) 米国議会図書館議会調査局でのヒアリングに基づく。

(53) Margot L. Crandall-Hollick et al., “The Impact of the Federal Income Tax Code on Poverty,” *CRS Report*, R45971, 2020.10.19, p.1. <https://www.congress.gov/crs_external_products/R/PDF/R45971/R45971.4.pdf>

(54) Tax Foundation（米国シンクタンク）でのヒアリングに基づく。

2 物価調整をめぐる状況

(1) 原則

内国歳入法典第1条⁽⁵⁵⁾の規定に基づいて、毎年、8月時点の連鎖消費者物価指数の上昇率を用いたインデクセーション（生活費調整）が実施される。税率適用所得区分、標準控除、勤労所得税額控除、児童税額控除の金額等を始め、60を超える項目が調整対象となる⁽⁵⁶⁾。

(2) 2026年度の物価調整

2026年度の物価調整については、2025年7月に成立した「一つの大きな美しい法」⁽⁵⁷⁾による特例が適用された。この特例により、税率適用所得区分の引上げ幅は一律ではない。合計7件の税率適用所得区分のうち、下位2件の金額については、中流世帯と労働者の支援を目的として、通常の調整に加えて追加的な調整が加えられ、4.0%増と大幅な引上げとなった。それ以外の税率適用所得区分の金額の引上げは2.3%増にとどまった⁽⁵⁸⁾。

(3) 連鎖消費者物価指数（C-CPI-U）

2017年に成立した減税・雇用法の規定により、それまで用いられた消費者物価指数に代えて、連鎖消費者物価指数を用いたインデクセーションを行うことが決定された。連鎖消費者物価指数は、相対的に安くなった品目を多く購入する家計の行動を考慮するものであり、通常、従来の消費者物価指数よりも低い物価上昇率を示す⁽⁵⁹⁾。同法の制定時には、低い物価上昇率を示す連鎖消費者物価指数の採用により、2018～2027年度にかけて1340億ドルの税収増を実現することが見込まれていた⁽⁶⁰⁾。

IV 英国

英国では、2007年所得税法⁽⁶¹⁾により、消費者物価指数に基づく調整を毎年実施することが原則となっているが、現在は、厳しい財政事情を背景に物価調整の実施は凍結されている。

1 所得税と基礎控除

(1) 個人所得税の概要

個人所得税（Income Tax）では、給与所得、事業所得、不動産所得等の各種所得が合算⁽⁶²⁾さ

⁽⁵⁵⁾ Internal Revenue Code, 26 U.S.C. § 1(f)

⁽⁵⁶⁾ 2026年度に関しては、2025年10月に内国歳入庁が公表した資料において、63項目に及ぶ物価調整の内容が明らかにされた（“Revenue Procedure 2025-32,” 2025.10.9. IRS website <<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-25-32.pdf>>）。勤労所得税額控除及び児童税額控除の概要については次の資料を参照。鎌倉治子「諸外国の就労促進・子育て支援等のための税制上の措置—所得課税に関連して—」『レファレンス』795号, 2017.4, pp.107-109. <<https://doi.org/10.11501/10337842>>

⁽⁵⁷⁾ One Big Beautiful Bill Act, P.L. 119-21.

⁽⁵⁸⁾ Garrett Watson and Alex Durante, “2026 Tax Brackets,” 2026.1.1. Tax Foundation website <<https://taxfoundation.org/data/all/federal/2026-tax-brackets/>>

⁽⁵⁹⁾ Robert McClelland, “Adjusting the Individual Income Tax for Inflation,” 2023.2.16, pp.4-6. Tax Policy Center website <https://taxpolicycenter.org/sites/default/files/publication/164939/adjusting_the_individual_income_tax_for_inflation.pdf>

⁽⁶⁰⁾ Joint Committee on Taxation, “Estimated Revenue Effects Of The “Tax Cuts And Jobs Act,” As Ordered Reported By The Committee On Finance On November 16, 2017,” JCX-59-17, 2017.11.17, p.1. <<https://www.jct.gov/getattachment/1ca6f229-3222-4fac-a1c3-4a695da47e41/x-59-17-5043.pdf>>

⁽⁶¹⁾ Income Tax Act 2007 (c. 3).

⁽⁶²⁾ キャピタル・ゲインについては、キャピタル・ゲイン税（Capital Gains Tax）という別税目が課される。

れ、基礎控除（Personal Allowance）等の所得控除の適用後、超過累進税率（20%、40%、45%の3段階）が適用されて税額が算出される（表3）。個人の所得に対して課される地方税はない。

（2）基礎控除

基礎控除とは、個人が税金を支払う必要のない一定の金額である。2025年度の基礎控除の金額は、12,570ポンドである⁽⁶³⁾。所得が10万ポンドを超えると、追加的な所得2ポンドにつき控除額が1ポンド減額され、所得12万5140ポンドにおいて基礎控除が消失する⁽⁶⁴⁾。

（3）基礎控除と最低賃金との関係

2015年第二次財政法⁽⁶⁵⁾において、最低賃金で週30時間就労した場合の賃金に基礎控除の金額を連動させることが盛り込まれた。実際に、2015年度の時点では、最低賃金で週31時間以上働いた場合に初めて所得税が課されていたものと試算される。しかし、2019年財政法⁽⁶⁶⁾において同規定は削除された。その後、基礎控除額が凍結される中で最低賃金は上昇している。このすう勢が継続した場合、2029年度の時点では、わずか週18時間就労した時点で所得税が課されるとの試算もなされている⁽⁶⁷⁾。

（4）就業調整をめぐる課題

児童手当受給世帯については、高所得者児童手当課税（High Income Child Benefit Charge）の制度があり、所得が6万ポンドを超えると、追加的な所得200ポンドにつき児童手当受給額の1%分の税額（子ども一人の場合でおよそ13ポンド）が課される。この制度により、児童手当受給世帯において、所得が6万ポンドから8万ポンドの間に直面する実質的な税率が高くなることが問題視されている。また、所得10万ポンドから12万5140ポンドの間においても、基礎控除の通減により実質的な税率が高くなる問題が生じている。これらの税率構造のゆがみと保育料無償化の所得制限が就業調整を引き起こしていると見られている⁽⁶⁸⁾。

2 物価調整をめぐる状況

（1）原則

2007年所得税法において、基礎控除及び税率適用所得区分⁽⁶⁹⁾の金額を物価上昇率に応じて毎年調整すべきことが規定されている。物価上昇率としては、課税年度の前年の9月時点の消

⁽⁶³⁾ “Income Tax rates and Personal Allowances.” gov.uk website <<https://www.gov.uk/income-tax-rates>> 1ポンドは、約215円（令和8年6月分報告省令レート）。

⁽⁶⁴⁾ *ibid.* 2023年度以降、最高税率（45%）が適用される所得の金額も、基礎控除の消失点の12万5140ポンドと同額に設定されている。

⁽⁶⁵⁾ Finance (No. 2) Act 2015 (c.33).

⁽⁶⁶⁾ Finance Act 2019 (c.1).

⁽⁶⁷⁾ Isaac Delestre et al., “How are frozen tax thresholds reshaping who pays personal taxes?” 2025.11.14. Institute for Fiscal Studies website <https://ifs.org.uk/articles/how-are-frozen-tax-thresholds-reshaping-who-pays-personal-taxes#footnote5_LNCA8gXdgwzNis8NOPoE-w2BFPgSrwen9phlaR44Y_b8YHXuhBtSKV>

⁽⁶⁸⁾ Sally Campbell et al., “Thresholds in the tax system: Policy and administrative considerations,” 2024.2.16, pp.18, 23. Institute for Fiscal Studies website <<https://ifs.org.uk/sites/default/files/2024-02/TLRC-Thresholds-in-the-tax-system-Policy-and-administrative-considerations-1.pdf>>; Arun Advani et al., “Why do some people in the UK face marginal tax rates of over 60%?” 2025.11.19. Economics Observatory website <<https://www.economicsobservatory.com/why-do-some-people-in-the-uk-face-marginal-tax-rates-of-over-60>>

⁽⁶⁹⁾ 45%の最高税率の適用所得区分は対象外とされている。

費者物価上昇率が用いられる。ただ、歴史的な経緯や政策的な見直し等により、必ずしも毎年、調整が規定のとおり実施され、基礎控除や税率適用所得区分の実質的な価値が保持されてきたわけではない⁽⁷⁰⁾。後述するように、2010年代には物価上昇率を上回る調整が政策的に行われたが、反対に、2022年度からは、財政的な事情から物価上昇に応じたインデクセーションは凍結され、実施されていない。

(2) 基礎控除の引上げ（2010年度～2021年度）

基礎控除は、労働者の手取りの向上等を目的に、2010年度から大幅に引き上げられ、2010年度の6,475ポンドから2014年度には10,000ポンドに達した。その後、前述のとおり、2015年に控除額を最低賃金での週30時間労働の賃金に連動させる方針が掲げられ、2019年度に12,500ポンドに達した⁽⁷¹⁾。

2020年度に12,500ポンドの水準を達成することが当初の目標とされていたことを踏まえ、2020年度は12,500ポンドの水準に据え置かれた。2021年度は、消費者物価の上昇率に合わせた控除額のインデクセーションが実施され、0.5%増の12,570ポンドとなった⁽⁷²⁾。

(3) 物価調整の凍結（2022年度～）

コロナ禍の影響で悪化した財政の立て直しのために、翌2022年度から消費者物価指数の上昇率に合わせた調整は凍結された。その後、凍結の期限は複数回延長され、現在の予定では、2030年度まで凍結が延長されることになっている。政府は、凍結の延長を公表した際に、2010年を基準として見れば、凍結を続けたとしても、基礎控除の水準は物価上昇率以上の引上げがされてきた水準にあると捉えられること、英国の基礎控除はG7の中で最も高い水準にあることを指摘した⁽⁷³⁾。

インデクセーションの凍結をめぐっては、個人所得税の増収を目指すのであれば、低所得者層への負担が比較的少ない税率引上げを選択することが望ましいとの指摘もなされている⁽⁷⁴⁾。また、将来の物価上昇率の動きに応じて実質的な税負担が意図せず変動していくことを懸念する見解も見られる⁽⁷⁵⁾。

(70) Carl Emmerson et al., “IFS Green Budget,” 2022.10, pp.206-207. Institute for Fiscal Studies website <<https://ifs.org.uk/sites/default/files/2022-11/IFS%20Green%20Budget%202022-final.pdf>>

(71) HM Revenue and Customs, “Table A.1 Income Tax Personal Allowances and Reliefs, between 1990 to 1991 and 2026 to 2027,” 2026.7.15. gov.uk website <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6a54c97ba4890e65cce64db8/Table_a1_-_Income_Tax_-_personal_allowances_and_reliefs.ods>; Antony Seely, “Income tax: increases in the personal allowance since 2010,” *Briefing Paper*, No.6569, 2018.11.15, pp.17-40. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN06569/SN06569.pdf>>

(72) Francesco Masala, “Fiscal drag: An explainer,” *Research Briefing*, 2026.4.7, p.13. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9687/CBP-9687.pdf>>

(73) *ibid.*, p.32. 2028年度までの凍結延長を決定した際の政府説明による。日本を含む主要国の基礎控除等の金額と物価、平均賃金の長期的な変化を比較した資料として、青木 前掲注(8)がある。

(74) Hannah Aldridge et al., “Stairway to headroom,” 2025.11, pp.20-22. Resolution Foundation website <<https://www.resolutionfoundation.org/app/uploads/2025/11/Stairway-to-headroom-1.pdf>>

(75) Delestre et al., *op.cit.*(67)

V ドイツ

ドイツにおいては、最低生活費を試算した「最低生活水準報告」(1 (2) で後述) と民間家計消費支出の見通し等を試算した「累進課税報告」(2 (1) で後述) を2年おきに提出することが義務付けられており、これを基にゼロ税率及び各種税率の適用される所得の金額を調整する法案を提出することが慣行となっている。

1 所得税とゼロ税率

(1) 個人所得税の概要

個人所得税 (Einkommensteuer) では、給与所得、事業所得、不動産所得等の各種所得は合算され、定められた税額算出式を適用することにより税額が算出される (税率は 0 ~ 45%) (表 3)。一定額までの所得について税率 0% を適用することで実質的に税負担を生じさせない仕組み (ゼロ税率) が備わっており、ゼロ税率が適用される金額は、基礎控除 (Grundfreibetrag) と呼ばれている。個人所得税は共有税 (Gemeinschaftsteuer) とされ、税収は連邦、州、基礎自治体にそれぞれ一定割合が帰属する。個人所得に課される他の税目としては、個人所得税額の最大 5.5% が課税される連帯付加税 (Solidaritätszuschlag) 等がある。

(2) 最低生活費に基づくゼロ税率

1992 年の連邦憲法裁判所の判例⁽⁷⁶⁾により、最低生活費に対する課税は免除されるべきであることが明らかにされており、所得税法上の最低生活費の金額 (ゼロ税率の基準額) は社会扶助における最低必要額を参照するものとされている⁽⁷⁷⁾。最低生活費を試算する最低生活水準報告⁽⁷⁸⁾は2年おきに公表され、その中で、以降2年間の最低生活費の金額が示される。最低生活費の金額は、食料、衣料、光熱費、教育、住居等の需要額を基に5年ごとに大幅に見直される。その他の年度においては、関連する商品の全国平均価格や賃金の上昇率等に基づく簡易な見直しが実施される⁽⁷⁹⁾。

2024 年 10 月公表の最低生活水準報告において、最低生活費の金額は 2025 年に 11,940 ユーロ、2026 年に 12,096 ユーロと計算されていたところ⁽⁸⁰⁾、2024 年 12 月に可決された税制改正法では、ゼロ税率の基準額を、2025 年は 12,096 ユーロ、2026 年は更に 12,348 ユーロに引き上げることが決定された⁽⁸¹⁾。

(76) BVerfGE 87, 153.

(77) 三木義一「課税最低限とその法的規制—ドイツ憲法裁判所違憲判決を素材に—」日本財政法学会編『現代財政法学の基本課題—日本財政法学会創立 10 周年記念論集—』学陽書房, 1995, pp.34-35.

(78) BT-Drucksache 20/13560.

(79) 斎藤純子「ドイツの社会扶助」山田篤裕ほか編『最低生活保障と社会扶助基準—先進 8 ケ国における決定方式と参照目標—』明石書店, 2014, pp.114-117.

(80) BT-Drucksache 20/13560, *op.cit.*(78), S.11. 1 ユーロは、約 186 円 (令和 8 年 6 月分報告省令レート)。

(81) Gesetz zur Fortentwicklung des Steuerrechts und zur Anpassung des Einkommensteuertarifs (Steuerfortentwicklungsgesetz — SteFeG) Vom 23. Dezember 2024 (BGBl. I Nr. 449)

(3) 就業調整をめぐる課題

個人所得税の夫婦合算申告の制度⁽⁸²⁾が女性の就業調整の原因の1つになっているとして議論の対象となっている。2025年のOECDの経済審査報告によれば、同制度の存在により、配偶者がフルタイムで就労している場合、主に女性である第二の働き手が就労を開始する際に直面する税率（社会保険料負担も含む。）は、2024年時点でおおよそ45%とOECD加盟国の中で最も高い水準にある。同報告は、労働供給促進のために、個人所得税率や社会保険料負担の引下げと合わせて、夫婦合算申告の制度の見直しを実施することを提案している⁽⁸³⁾。

2 物価調整をめぐる状況

(1) 原則

政府は、急激な物価上昇による税収増を受け入れるべきではないとの姿勢を明らかにしており、フィスカラドラグによる税負担率の上昇は、「不作為による増税」であると述べている⁽⁸⁴⁾。前述の最低生活水準報告と併せて、民間家計消費支出の見通し等を試算した累進課税報告⁽⁸⁵⁾を2年ごとに公表することが連邦議会決議⁽⁸⁶⁾により政府に義務付けられている。これら報告を基に以降2年間のゼロ税率及びその他の税率適用所得区分の基準額を調整する法案を作成することが慣行になっている⁽⁸⁷⁾。

2024年10月の最低生活水準報告に基づくゼロ税率の基準額の調整については前述したとおりであるが、その他の税率適用所得区分の金額については、2024年10月公表の累進課税報告で示された民間家計消費支出の見通しに基づいて、2025年に2.6%、2026年に2.0%増額調整されることになった⁽⁸⁸⁾。なお、インフレの影響が低所得者ほど大きいことを理由に、最高税率（45%）が適用される金額は277,826ユーロのまま据え置かれている⁽⁸⁹⁾。

民間家計消費支出の見通しに基づいて、以降2年間の調整幅を決定している現状に関して、物価調整を法定のプロセスとして位置付け、累進課税報告を毎年公表すべきとの意見⁽⁹⁰⁾がある。このほか、物価上昇の影響が各所得階層ごとに異なっていることを考慮し、対象を絞った政策的な調整を実施すべきであるとの意見⁽⁹¹⁾も見られる。

⁽⁸²⁾ ドイツには、夫婦2人の所得を合算して2で除した所得額にそれぞれ所得税を課す仕組みがあり、夫婦間の所得差が大きいほど所得税の納付額が減る。

⁽⁸³⁾ OECD, “OECD Economic Surveys: Germany 2025,” 2025.6.12, pp.83-84. <https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2025/06/oecd-economic-surveys-germany-2025_b395dc9b/39d62aed-en.pdf>

⁽⁸⁴⁾ “Fragen und Antworten zum Ausgleich der kalten Progression,” 2024.8.13. Bundesministerium der Finanzen website <<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/FAQ/kalte-progression.html>>

⁽⁸⁵⁾ BT-Drucksache 20/13550.

⁽⁸⁶⁾ BT-Drucksache 17/9201; BT-Drucksache 13/1558.

⁽⁸⁷⁾ “Fragen und Antworten zum Ausgleich der kalten Progression,” *op.cit.*(84); 青木 前掲注(8), p.28.

⁽⁸⁸⁾ “Bundestag erhöht Kindergeld und Steuerfreibeträge.” Deutscher Bundestag website <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2024/kw51-de-steuerfortentwicklung-1034400>>

⁽⁸⁹⁾ “Fragen und Antworten zum Ausgleich der kalten Progression,” *op.cit.*(84) 最高税率の45%は、富裕税（Reichensteuer）と言われることもある。

⁽⁹⁰⁾ “Inflation-induced bracket creep in the income tax scale,” *Deutsche Bundesbank Monthly Report*, 2022.6, p.69. <<https://www.bundesbank.de/resource/blob/893074/9a60d0b5433a99ea0ac0dbbbb062b33d/472B63F073F071307366337C94F8C870/2022-06-progression-data.pdf>>; Martin Beznoska et al., „Ein automatischer Ausgleich der kalten Progression würde vor allem die Mitte der Einkommensverteilung vor Mehrbelastungen schützen,“ *ifo Schnelldienst*, 2023.2.15, pp.19-20. <<https://www.ifo.de/DocDL/sd-2023-02-kalte-progression.pdf>>

⁽⁹¹⁾ Nadine Riedel, „Wie umgehen mit kalter Progression? Die Grenzen einer »One-Size-Fits-All«-Lösung,“ *ifo Schnelldienst*, 2023.2.15, pp.25-26. <<https://www.ifo.de/DocDL/sd-2023-02-kalte-progression.pdf>>

(2) 物価上昇手当に対する一時的な非課税措置（2022 年～ 2024 年）

ウクライナ情勢の影響で物価が高騰したことを背景に、2022 年 10 月 26 日から 2024 年 12 月 31 日までの時限措置として、企業が支給する一時的な物価上昇手当（賃金に加えて支給されるボーナス）について、3,000 ユーロまでを非課税とする措置が導入された⁽⁹²⁾。同措置に関しては、一時的な物価上昇手当に対する時限措置という方法をとったことで、消費支出の増加を直接的に促進しつつ、企業の恒久的な費用の増加を避け、賃金と物価の上昇スパイラルが生じるリスクを軽減しているとの評価があった⁽⁹³⁾。

おわりに

本稿では、まず OECD や IMF の資料を基に、物価調整に係る諸外国の状況を概観し、さらに、日本、米国、英国及びドイツにおける個人所得税の基礎控除と税率適用所得区分の調整の在り方を紹介した。基礎控除等の物価調整の在り方が国によって様々であること背景には、政策的な位置付けの違いや置かれている財政状況の違い等があるのではないかと考えられる。

日本の令和 7 年度及び令和 8 年度の個人所得税の物価調整は、税率適用所得区分等の調整がなされていない点で、本稿で比較した米英独よりも調整項目が限定的であったと見ることができる。一定範囲の所得の者の基礎控除額を大幅に引き上げた特例措置については、基礎控除の政策税制的な性格を高める複雑な措置であったと捉えることもできよう⁽⁹⁴⁾。

日本において、今後、個人所得税の見直しが検討される際には、諸外国の対応の在り方を参考にしつつ、税率適用所得区分の調整にも留意した議論が求められる。本稿では詳しく紹介していないが、給与所得控除の物価調整の在り方についての議論も求められるであろう⁽⁹⁵⁾。さらに、令和 11（2029）年度の本格導入に向けて議論が進められている給付付き税額控除の制度の検討においても、給付額や控除額等の物価調整の仕組みの要否について、目配りが必要であろう。

（うめざわ こうすけ）

⁽⁹²⁾ 浅見万葉「欧米主要国における近年の税制改革の動向」『財政金融統計月報』854 号、2023.6、p.8.

⁽⁹³⁾ Martin Beznoska und Tobias Hentze, “Inflationsausgleichsprämie: Ohne Tarifvertrag weniger Verbreitung,” 2024.6.12, p.3. Institut der deutschen Wirtschaft website <https://www.iwkoeln.de/fileadmin/user_upload/Studien/Kurzberichte/PDF/2024/IW-Kurzbericht_2024-Inflationsausgleichspr%C3%A4mie.pdf>

⁽⁹⁴⁾ 佐藤 前掲注(14)

⁽⁹⁵⁾ 星野 前掲注(17) 加えて、児童手当や相続税の基礎控除についても物価調整を求める声がある（前田和孝「児童手当の物価スライド導入は可能か」『調査 REPORT』2025.12.17. 明治安田総合研究所ウェブサイト <<https://www.myri.co.jp/publication/myri-report/index.php?nendo=2025>>; 藤井誠「物価変動と税制」『税研』244 号、2025.11、p.40.）。